

★ 広島県税規則等の一部を改正する規則（規則第四十六号）（税務課）

一 改正の要旨

- 1 地方税法等の一部が改正されたことに伴い、個人の県民税、法人の事業税、不動産取得税及び罰則に関する規定について必要な改正を行った。
- 2 その他必要な規定及び様式の整理を行った。

二 施行期日

- 1 2から4まで以外の改正 公布の日
- 2 サービス付き高齢者向け貸家住宅の不動産取得税の軽減措置に関する規定の整備に係る改正規定 平成二十三年十月二十日
- 3 過料処分の手続における広島県税条例の引用条項の整理に係る改正規定 平成二十三年十二月一日
- 4 租税特別措置法の一部改正に伴う引用条項及び様式の整理に係る改正規定 平成二十四年一月一日